

ユーカリが丘二丁目の皆様へ

# 第11回 生活ゼミナールのお知らせ

## マイナンバー制度を理解しよう！

マイナンバー制度が10月から始まりました。

新しい制度に対する期待と不安が  
我々にはあります。

それは制度をよく理解していないためです。

今回、佐倉市役所の担当の方に説明を  
頂くことで、新しい制度のメリット、  
デメリット、対応の仕方、使い方などを  
学ぼうと思います。



日 時：11月12日（木）

午後1時～2時頃まで

会 場：ユーカリが丘第二集会所

テーマ：マイナンバー制度の勉強会

講 師：佐倉市企画政策部 企画政策課 副主幹 和田泰治（わだ やすはる）氏

あなたにも、マイナンバー。  
はじまります。

平成27年  
10月から  
マイナンバーを  
一人ひとりに  
お届けします！

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。  
・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。  
・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。  
※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの強制連絡が開始される予定です。※高齢者でも住民票のある方は対象となります。

3つの メリッ ト	<b>1</b> 行政の効率化 手続きが正確で 早くなる	<b>2</b> 国民の利便性の向上 面倒な手続きが 簡単に	<b>3</b> 公平・公正な社会の実現 給付金などの 不正受給の防止
	<small>行政機関・地方公共団体での作業の負担が軽減され、手続きがスムーズになります。</small>	<small>申請時に必要な課税証明書といった資料の提出を省略できるようになります。</small>	<small>行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。</small>

マイナンバー制度のお問い合わせは  
**0570-20-0178**

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。